

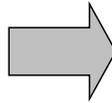
最低制限(調査基準)価格の見直しについて

過度な価格競争によるダンピング受注は、公共工事の品質確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながる観点から、公共工事の低入札価格調査における基準価格及び最低制限価格の算定方式について、国に準じて見直しを行いました。

【最低制限(調査基準)価格の一部改正の内容】

○ 工事

現 行
【対象】 予定価格が130万円を超える工事
【計算式】 ①直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額 ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額 ④一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額 上記の合計額
【設定範囲】 予定価格に10分の7を乗じて得た額から10分の9を乗じて得た額までの範囲



改正後
【対象】 予定価格が130万円を超える工事
【計算式】 ①直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額 ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 ④一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額 上記の合計額
【設定範囲】 予定価格に10分の7を乗じて得た額から10分の9を乗じて得た額までの範囲

○ 建設関連業務

現 行
【対象】 予定価格が50万円を超える建設関連業務
【計算式】 ①直接業務費相当額に10分の7を乗じて得た額 ②諸経費相当額に10分の4.5を乗じて得た額 上記の合計額
【設定範囲】 予定価格に10分の6を乗じて得た額から10分の8を乗じて得た額までの範囲

○ その他役務の提供を受ける業務

現 行
【対象】 予定価格が50万円を超え、人件費比率の高い請負業務
【設定範囲】 予定価格に10分の5を乗じて得た額から10分の8を乗じて得た額までの範囲

【適用期日】

平成28年5月2日から施行し、施行の日以後に公告等をした入札から適用する。